

議案第二号

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

港区特別職報酬等審議会条例（平成十六年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説明）

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。